

川口市告示第37号

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり告示する。

なお、本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下に定める事項を承知の上、参加申し込みすること。

令和7年1月22日

川口市長 奥ノ木 信夫

「川口市一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画策定業務委託」

1 目的

川口市一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画策定業務（以下「川口市一般廃棄物処理基本計画等策定業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、当該選定に係る手続等については、本要領で定めるものとする。

※川口市一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定するものである。

2 業務委託の概要

(1) 業務内容

別紙「川口市一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託仕様書」のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 業務の予算額

20,000,000円（消費税等相当額を含む。）

3 受託者選定方法

公募型プロポーザル方式。提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、川口市一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が審査を行い、評価点数が最も高い者を優先交渉権者とし、次に評価点数の高い者を次点交渉権者として決定する。

4 参加資格

本案件参加者は、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

(1) 令和7年度川口市入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。

※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

(3) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の

期間中でないこと。

- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 令和2年4月1日以降に人口（※）20万人以上の地方公共団体における一般廃棄物処理基本計画の策定、改定業務について受託し、完了した実績を有すること。

〔※業務を受託した年度の4月1日における住民基本台帳人口〕

人口（※）20万人以上の地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定、改定業務について受託し、完了した実績を有すること。

〔※業務を受託した年度の4月1日における住民基本台帳人口〕

- (10) 次の技術者を配置できること。なお、内1名以上は技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条に規定される衛生工学部門の技術士とする。

①管理技術者（業務統括）（※）

②主要な担当者（※）

③担当者

〔※令和2年4月1日以降に地方公共団体における一般廃棄物処理基本計画の策定、改定業務若しくは、地方公共団体における災害廃棄物処理計画の策定、改定業務について実績を有する者〕

5 スケジュール（予定）

項目	日程	備考
① 募集開始及び募集要領等の公告	令和7年1月22日（水）	関係資料は市ホームページからダウンロード
② 質問書の受付期限	令和7年2月2日（日）	電子メール
③ 質問書への回答	質問書受付後、随時 （最終：令和7年2月7日（金））	市ホームページに掲載
④ 参加表明書等提出期限	令和7年2月10日（月） 午後5時まで（必着）	持参又は郵送及びデータ送信
⑤ 書類審査	参加表明書受付後、随時 （最終：令和7年2月17日（月））	参加資格の審査
⑥ プレゼンテーション実施通	令和7年2月17日（月）	電子メール

知又は書類審査結果通知		
⑦ 企画提案書等提出期限	令和7年3月3日（月） 午後5時まで（必着）	持参又は郵送及びデータ送信
⑧ プレゼンテーション審査	令和7年3月21日（金）	時間・場所の詳細は企画提案書提出期限後、別途連絡
⑨ 選定結果通知	令和7年3月25日（火）	電子メール
⑩ 契約締結	令和7年4月1日（火）	

6 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問書（様式7）に本プロポーザルに関する質問事項を記入し、「15 本プロポーザルに関する事務担当部署」へ電子メールに添付して提出すること。件名は「川口市一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託に関する質問（社名）」等とし、送信後架電し受信の確認をすること。

(2) 受付期間

令和7年1月22日（水）～令和7年2月2日（日）

(3) 質問に対する回答

提出された質問事項については、随時ホームページ上で回答する（最終回答日は令和7年2月7日（金））。

回答は、募集要領及び仕様書等の一部とみなす。

7 参加表明書等の提出

本業務に係る企画提案を行う者（以下、「提案者」という。）は、次のとおり参加表明書を提出するものとする。なお、副本は審査で使用するため、参加者の特定ができないよう企業名を黒塗りにするなど注意すること。

(1) 提出書類

No	書 類	部 数
1	参加表明書（様式1）	正本1部
2	会社概要調書（様式2）	正本1部、副本13部 （正本は原本、副本は写し）
3	業務実績調書（様式3）※1	
4	業務実施体制調書（様式4）※2	

※1 会社、管理技術者及び主要な担当者についてそれぞれ作成すること。上記4(9)、(10)の要件を満たしている事を分かりやすく記載すること。それぞれ、最大5件まで記載できるものとする。なお、会社については、それを証する書類の写しを添付すること。

※2 管理技術者（1名）、主要な担当者（1名）、担当者（1名以上）について記載すること。上記4(10)の要件を満たしていることを分かりやすく該当者ごとに全て記載すること。それぞれ、最大5件まで記載できるものとする。

(2) 提出方法

「15 本プロポーザルに関する事務担当部署」まで、以下の①及び②双方の方法により提出

すること。

① (1)に示す提出書類の Microsoft Word、Excel、PowerPoint 又は PDF について、メールで提出すること。送信後架電し受信の確認をすること。

※データ容量の問題などで送信できない場合は、事務局の指示に従うこと。

② ①を印刷した紙媒体について、持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は事前に担当部署へ連絡のうえ、平日午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと（発送後、要連絡。）

※封筒表面に「プロポーザル応募書類在中」と朱書きすること。

(3) 提出期限

令和7年2月10日（月）必着

受付時間は平日午前9時から午後5時（持参の場合）

8 書類審査の実施

参加表明書等を提出した者について、参加資格を審査する。参加資格を満たす者が6者以上あった場合には、別紙「川口市一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託評価基準（書類審査）」に基づく書類審査を実施し、プレゼンテーションへの参加を制限することがある。プレゼンテーション実施の通知または書類審査結果の通知は、全ての参加表明書等の提出者に令和7年2月17日（月）までに電子メールを送信する予定である。

9 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した提案者若しくは書類審査結果通知により合格を通知された提案者は、次の書類を提出すること。なお、副本は審査で使用するため参加者の特定ができないよう企業名を黒塗りにするなどの注意を払うこと。

(1) 提出書類

No	書 類	部 数
1	企画提案書（様式5）※1	正本1部、副本13部 （正本は原本、副本は写し）
2	業務委託見積書（様式6）※2	
3	行程表（任意書式A3・A4サイズ）	
4	企画提案書に伴う添付書類（任意書式A3・A4サイズ）	

※1 別紙1に示した各項目について記載すること。各項目の細分化、項目の追加は認める。指定様式、枚数制限はないが、簡潔で分かりやすい記述にすること。

※2 消費税等相当額を含んだ金額とし、別紙で金額内訳（任意書式）を添付すること。ただし、上記2(3)の予算額を超える業務委託見積書の提出があった場合は失格とする。

(2) 企画提案内容

以下に示した各項目について提案すること。

① 本業務の実施体制

② 業務行程計画

- ③ 第6次環境基本計画及び第5次循環型社会形成推進基本計画並びに川口市地域防災計画からみる課題の把握及び分析
- ④ 本業務の実施方針（本業務を進める際の基本的な考え方や提案コンセプトなど）
- ⑤ 本業務の具体的な実施方法
- ⑥ 提出予定帳票（調査票の見本、成果物のサンプル等）
- ⑦ その他、強みやポイントとなること（任意）

※ここに提示する企画提案項目については、最低限必要な項目を示すものであり、各項目の細分化及び追加は自由とする。

(3) 提出方法

「15 本プロポーザルに関する事務担当部署」まで、以下の①及び②双方の方法により提出すること。

① (1)に示す提出書類のMicrosoft Word、Excel、PowerPoint 又はPDFについて、電子メールで提出すること。送信後架電し受信の確認をすること。

※データ容量の問題などで送信できない場合は、事務局の指示に従うこと。

② ①を印刷した紙媒体について、持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は事前に担当部署へ連絡のうえ、平日午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと（発送後、要連絡。）

※封筒表面に「プロポーザル応募書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出期限

令和7年3月3日（月）必着

受付時間は平日午前9時から午後5時（持参の場合）

(5) 企画提案書等作成にあたっての留意事項

1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は、失格とする。

本プロポーザルは、提案者の考え方、構想を問うものであり、文書等は簡潔明瞭に記載すること。文字数については指定しないが、文字は10ポイント以上とすること。

提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認められない。

10 プレゼンテーション審査の実施

提出した企画提案について、選定委員会に対しプレゼンテーションを行うこととする。プレゼンテーションは、提案の詳細内容、事業者の能力などを示す場である。

(1) 実施予定日及び場所

・実施予定日 令和7年3月21日（金）

・場所 リサイクルプラザ4階（川口市朝日4丁目21番33号）予定

※時間及び場所の詳細は、企画提案書提出期限後、別途連絡する。

(2) 出席者

プレゼンテーションの出席者は4人以内とする。なお、説明者は業務実施体制調書（様式4）に記載がある者が行うこと。

(3) 持ち時間

質疑応答10分程度を含め、30分以内を予定している。持ち時間は提案者の数により、変

更する場合がある。

(4) その他

プレゼンテーションは提出した企画提案に沿って行うこととし、提案内容の説明等を行うものとする。プレゼンテーションで使用するパソコン、プロジェクター及びスクリーンについては本市で準備する。プレゼンテーションに必要なその他の機器については、提案者で用意するとともに、あらかじめ市の担当者に連絡すること。

1 1 優先交渉権者の選定

選定委員会が提出書類及びプレゼンテーションの内容を別紙「川口市一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託評価基準」を基に評価し、評価点数が最も高い者を優先交渉権者とし、次に評価点数の高い者を次点交渉権者として選定する。

(1) 評価項目

別紙に定める評価項目に基づき審査する。

(2) 選定結果の通知

選定委員会による選定結果は、提案者に書面で通知する。

(3) 提案者が1者のみの場合もプレゼンテーションを実施する。なお、評価点数が一定基準に満たない場合は、1者のみであっても優先交渉権者とししないものとする。

1 2 参加及び選定の無効要件

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加及び選定を無効とする。

- ・提出書類が期限内に提出されなかった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・プレゼンテーションに参加しなかった場合
- ・選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた場合
- ・業務委託見積書の金額が業務委託料の上限額を超えている場合
- ・その他、本募集要領において示した条件等を満たしていない場合

1 3 契約条件について

優先交渉権者(優先交渉権者との契約交渉を打ち切った場合の次点交渉権者を含む。以下同じ。)に選定された事業者は、速やかに本市と契約交渉を開始する。

- (1) 優先交渉権者は、契約交渉が整い次第、改めて見積書を市に提出するものとする。この場合において、当該交渉により対象業務が減少した場合は、対象業務の減少に伴う費用を減じた額を見積書に記載すること。
- (2) 本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ本市から書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 優先交渉権者との契約交渉過程において、契約が成立しない場合は、次点交渉権者と契約締結の交渉を行うこととする。
- (4) 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

- (5) 優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立せず、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合、又は契約不成立により本市に障害が生じる場合には、契約相手方である事業者に対して入札参加停止措置を行うことがある。

1.4 その他

- (1) 本件は、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (2) 書類等の作成、提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 参加表明書（様式1）の提出後、本件への参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式8）を提出すること。
- (5) 提出後における参加表明書、企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (6) 本市は提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとする。なお、公表の際の使用料等は無償とする。
- (7) 提出書類は川口市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (8) 企画提案書等の作成のために本市から受領・ダウンロードした資料は、本市の許可なく公表及び使用することはできない。
- (9) 郵便・電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (10) やむを得ない事情により、委託業務の期間が変更となる場合、その際に係る費用については市と協議することとする。
- (11) 選定後又は契約締結後に、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。
- (12) 本件に係る契約は、令和7年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1.5 本プロポーザルに関する事務担当部署

川口市環境部資源循環課減量推進係

〒332-0001

埼玉県川口市朝日4丁目21番33号（リサイクルプラザ2階）

電話：048-228-5370

メール：090.03000@city.kawaguchi.saitama.jp

*本プロポーザルに関する書類の提出、質問等は全て上記担当部署で受ける。仕様書、各種様式等は全て川口市ホームページからダウンロードすること。